

(別紙)

三好市乳児家庭保育支援給付金支給要件等確認書

- 保護者は、月齢5か月から満1歳の誕生日の属する月の前月までの乳児を家庭内で保育しています。
- 保護者と乳児は、三好市に住所を有し、居住しています。
- 乳児や兄弟姉妹は、申請期間中において保育所等の利用や施設等利用給付を受けていません。
- 乳児は、申請期間中において一時預かり事業を利用していません。
- 保護者には、当該乳児における育児休業給付金が支給されていません。
- 保護者は、市税や使用料（水道・住宅）・保育所利用料・放課後児童クラブ保護者負担金などの市に納付すべき歳入金を滞納していません。
- 乳児は、生活保護世帯に属していません。
- 保護者及び乳児の居住の理由は、里帰り出産等一時的なものではありません。
- この給付金における申請書及び請求書の記載事項に変更がある場合、または支給要件を満たさなくなった場合は、速やかに「三好市乳児家庭保育支援給付金支給事由変更（消滅）届」を提出します。
- 支給要件を満たさない期間があった場合は、当該期間の給付金を返還いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名
